

介護サービス事業者に対する行政処分について

札幌市では、「介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）」の規定に基づき、平成 31 年 4 月 5 日付で下記のとおり処分を決定しましたので、お知らせします。

記

1 法人名

法人名：株式会社紙風船

所在地：札幌市北区新琴似 9 条 5 丁目 3 番 16 号

代表者：代表取締役 合月 繁雄（あいつき しげお）

2 事業所名

事業所名：紙ふ～せん

所在地：札幌市北区新琴似 9 条 5 丁目 3 番 16 号

3 事業の種類

地域密着型通所介護事業、第 1 号通所事業

4 行政処分の内容

(1) 行政処分の内容

指定取消

(2) 指定取消の年月日

平成 31 年 4 月 11 日

5 行政処分の理由

(1) 不正請求

(法第 78 条の 10 第 1 項第 8 号及び法第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 2 号)

ア 平成 28 年 6 月から平成 30 年 12 月上旬にかけて、人員基準上、看護職員の配置が欠如しているにもかかわらず、翌月に必要な基本報酬の減算を行わず、地域密着型介護サービス費、介護予防サービス費及び第 1 号事業支給費を不正請求し受領した。

イ 平成 28 年 7 月から平成 31 年 1 月にかけて、個別機能訓練加算 II の算定要件を欠きながら算定を行い、地域密着型介護サービス費を不正請求し受領した。

(2) 不正の手段による指定

(法第 78 条の 10 第 1 項第 11 号及び法第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 5 号)

平成 30 年 7 月の指定更新申請において、人員基準上、看護職員の配置が欠如している実態にもかかわらず、これを偽る勤務表を提出し、不正の手段により事業指定を受けた。